

地方行政のデジタル化について

令和2年10月
総務省 自治行政局

地方行政のデジタル化に関する最近の動き

【デジタル改革関係閣僚会議(9/23)における菅内閣総理大臣の発言】

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

【マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG (9/25)における菅内閣総理大臣の要旨（抜粋）】

オンラインで確実な本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについては、ようやく普及率が2割を超えました。今から2年半後の令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速してまいります。このために、カードをお持ちでない方に改めてQRコード付きの申請書を早急にお送りするとともに、5,000円分の買い物ができるマイナポイントについて、国民への周知徹底をし、来年3月から始まるマイナンバーカードの健康保険証利用について、利用が加速されるように取り組んでまいります。

地方行政のデジタル化に関する最近の動き

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて — 課題の整理 — (抜粋)

9/25 マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本
改善WG 資料から作成

WGの検討課題

- ◆ 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨

年度内に実現・開始を予定する事項（実現予定時期）

- ・マイナンバーカード未取得者に対し、オンラインでも郵送でも申請が可能なQRコード付き交付申請書を発送する（令和2年12月～）

WGの検討課題

- ◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準
- ◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- ◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策

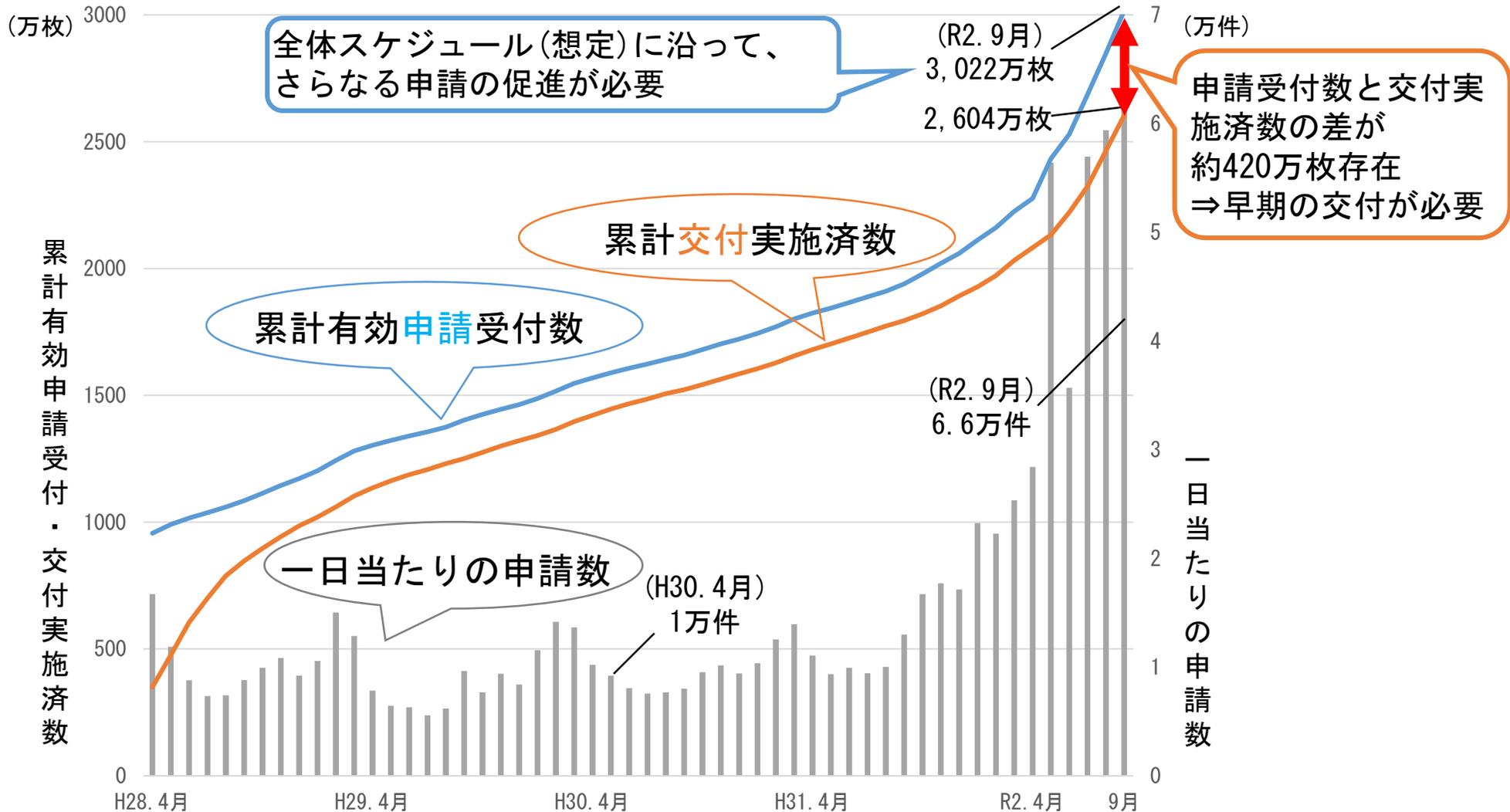
次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）

- 個人情報保護法等の改正
 - ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
- 番号法等の改正
 - ・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
- 郵便局事務取扱法の改正
 - ・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
- 法制上の措置
 - ・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など

1 マイナンバーカードの普及について

マイナンバーカードの申請・交付状況

昨年度までの申請件数は約1万件/日であったが、マイナポイント事業のPR等により、現在は約7万件/日に急増している。



(注) 令和2年3月以前の有効申請受付数の数値は推計。

マイナンバーカードの普及に向けた取組

1. 今後の申請勧奨について

- マイナポイント事業のPRの一環として、マイナンバーカードの交付申請書付きの新聞折り込み広告を配布。
【10月下旬：約3,300万枚配布予定】
- マイナンバーカードの健康保険証利用等の開始に向けた集中的な広報を実施。
【10月・11月：コンビニ、郵便局、医療機関でのサイネージ放映】 ※内閣府実施
【11月：ローカル局での番組放映】
- マイナンバーカード未取得者に対して、スマホ等で申請可能なQRコード付き申請書を個別に送付予定。
【令和2年12月～：約8,000万枚配布予定】 ※参考資料4参照

2. 交付の円滑化について

- 申請から市区町村へのカードの発送は、最長18日であるが、申請から交付までこれを大きく超える期間を要している事例が見受けられる。
⇒早期の交付通知書の発送をお願いしたい。
 - 1の取組等により、現在の申請（約7万件/日）が倍増することを前提にした速やかな交付が必要。
⇒土日開庁のさらなる実施や窓口の増設などをお願いしたい（交付円滑化計画の改訂）。
- ※人員増や交付窓口の増設などの経費は、個人番号カード交付事務費補助金の対象。

(令和元年9月3日 デジタル・ガバメント閣僚会議にて提示)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年 7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年 8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年 3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年 3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年 3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年 3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年 3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年 3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策
(令和2年度に実施)

マイナンバーカードの健康保険証利用
(令和3年3月から開始)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

市区町村における交付円滑化計画の策定

国家公務員・地方公務員等の取得の促進

マイナンバーカードの普及に向けた広報

1. マイナンバーカードの普及状況

	令和元年4月末	令和元年10月末	令和2年4月末	令和2年9月末
累計申請済数	1,921万	2,083万	2,276万 (※)	3,022万 (※)
1日あたり 申請件数(月平均)	11,062 1.51倍 ⇒	16,720 1.70倍 ⇒	28,416 2.28倍 ⇒	66,244
累計 交付実施済数	1,680万	1,822万	2,082万	2,604万
1日あたり 交付件数(月平均)	11,336 1.08倍 ⇒	12,259 1.83倍 ⇒	22,402 2.82倍 ⇒	63,186

2. 団体区分別（令和2年9月1日時点）

区分	人口(R2.1.1時点) (人)	交付枚数(枚)	人口に対する 交付枚数率
全国	127,138,033	24,693,970	19.4%
特別区	9,570,609	2,351,639	24.6%
政令指定都市	27,540,108	5,685,902	20.6%
市(政令指定都市を除く)	79,244,110	14,855,670	18.7%
町村	10,783,206	1,800,759	16.7%

(※)は申請受付数から申請辞退等により交付を取りやめたものとして把握できた数値を除いた数

マイナンバーカードの都道府県別交付枚数等について

参考資料3

3 都道府県一覧(令和2年9月1日時点)

都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R2.9.1時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,267,762	900,649	17.1%
青森県	1,275,783	219,374	17.2%
岩手県	1,235,517	214,421	17.4%
宮城県	2,292,385	429,788	18.7%
秋田県	985,416	164,824	16.7%
山形県	1,082,296	163,762	15.1%
福島県	1,881,981	316,432	16.8%
茨城県	2,921,436	555,724	19.0%
栃木県	1,965,516	359,800	18.3%
群馬県	1,969,439	312,330	15.9%
埼玉県	7,390,054	1,383,634	18.7%
千葉県	6,319,772	1,276,584	20.2%
東京都	13,834,925	3,317,304	24.0%
神奈川県	9,209,442	2,060,696	22.4%
新潟県	2,236,042	328,305	14.7%
富山県	1,055,999	182,226	17.3%
石川県	1,139,612	186,344	16.4%
福井県	780,053	124,332	15.9%
山梨県	826,579	148,032	17.9%
長野県	2,087,307	336,910	16.1%
岐阜県	2,032,490	311,973	15.3%
静岡県	3,708,556	684,187	18.4%
愛知県	7,575,530	1,330,952	17.6%
三重県	1,813,859	311,795	17.2%

都道府県名	総数(人口) 【R2.1.1時点】	交付枚数 【R2.9.1時点】	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,420,948	282,685	19.9%
京都府	2,545,899	504,968	19.8%
大阪府	8,849,635	1,861,249	21.0%
兵庫県	5,549,568	1,245,664	22.4%
奈良県	1,353,837	308,963	22.8%
和歌山県	954,258	159,769	16.7%
鳥取県	561,175	97,505	17.4%
島根県	679,324	121,954	18.0%
岡山県	1,903,627	313,866	16.5%
広島県	2,826,858	521,609	18.5%
山口県	1,369,882	264,083	19.3%
徳島県	742,505	122,952	16.6%
香川県	981,280	162,032	16.5%
愛媛県	1,369,131	230,890	16.9%
高知県	709,230	90,440	12.8%
福岡県	5,129,841	947,096	18.5%
佐賀県	823,810	149,125	18.1%
長崎県	1,350,769	281,314	20.8%
熊本県	1,769,880	356,384	20.1%
大分県	1,151,229	217,650	18.9%
宮崎県	1,095,903	294,528	26.9%
鹿児島県	1,630,146	299,342	18.4%
沖縄県	1,481,547	239,524	16.2%

1. 趣旨

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始（令和3年3月）などの機会に合わせて、カード未取得者に対してオンライン申請に利用可能な交付申請書を改めて送付し、効果的に取得を促す。

2. 送付対象

- カード未取得者のうち、①75歳以上の者や②乳児、③在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う者や、④DV被害者等の居所設定者等を除く者が対象。（8,000万人強となる見込み）

※ ①後期高齢者医療制度の保険証更新時に郵送用申請書を送付予定。②個人番号通知書等と共に申請書を送付。③在留期間更新時に地方出入国管理局で申請勧奨。④送付の意向確認や送付方法の変更対応等に相当の事務負担が発生。

3. 送付方法

- 市区町村の委任を受けて、J-LISが直接対象者に送付を行う。送付を簡便に行うため個人単位で送付することとし、パンフレット・返信用封筒も同封する。

4. スケジュール

- (1) J-LISにおいて、送付対象者の抽出、最新住所情報の確認、印刷データの作成等のためのシステムを開発（～本年11月）
- (2) 市区町村において送付対象者リストをチェック（DV被害者の除外等）
- (3) J-LISが発注した印刷事業者において印刷・発送 ⇒ 本年12月送付開始を予定

※ 一斉に送付すると、市区町村窓口の混雑の発生や、申請数のカード発行能力の超過が生ずるため、市区町村の意向を踏まえ送付スケジュールを調整（例：3、4月の繁忙期を避ける等）。

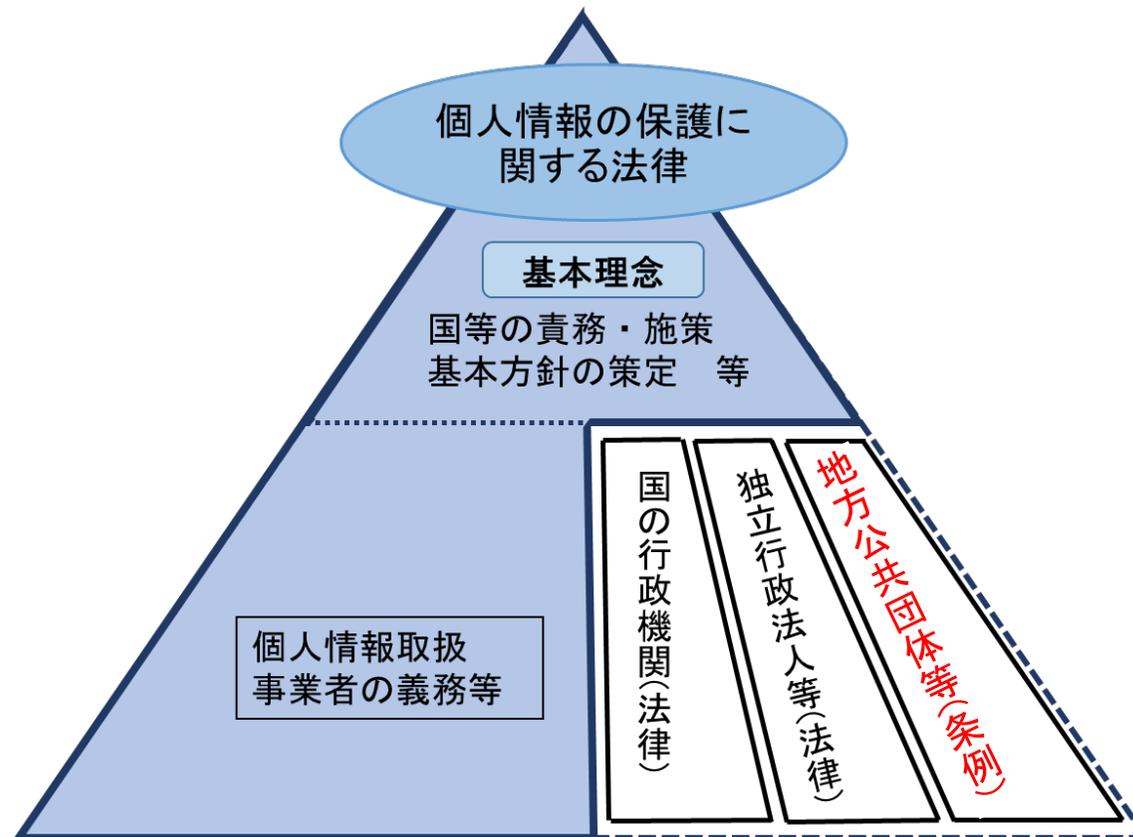


※赤枠の申請書部分を再送付

2 地方公共団体の個人情報保護制度について

地方公共団体の個人情報保護制度について

【個人情報保護関係法令イメージ（現行）】



【関連する閣議決定】

【見直しの方向性：民間事業者・国の行政機関・独立行政法人】

「個人情報保護 3 法*の共通化を図る」

*民間事業者、国の行政機関、独立行政法人
＜骨太の方針2020（経済財政運営と改革の基本方針
（令和2年7月17日閣議決定）＞

「民間、国の行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度の一元化の在り方等について検討を進め、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図る」

＜成長戦略（成長戦略フォローアップ）
（令和2年7月17日閣議決定）＞

【見直しの方向性：地方公共団体】

「地方自治体の基準の在り方についても、地方自治体と十分調整の上、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等において検討を行い、年内を目途に結論を得る。」

＜骨太の方針2020（経済財政運営と改革の基本方針
（令和2年7月17日閣議決定）＞

「地方公共団体の個人情報保護制度についても（中略）、地方側と十分調整の上、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。」

＜成長戦略（成長戦略フォローアップ）
（令和2年7月17日閣議決定）＞

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1. 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
- 等への問題提起がなされている

2. 個人情報保護に関する国際的な制度調和

例) EUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定
OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

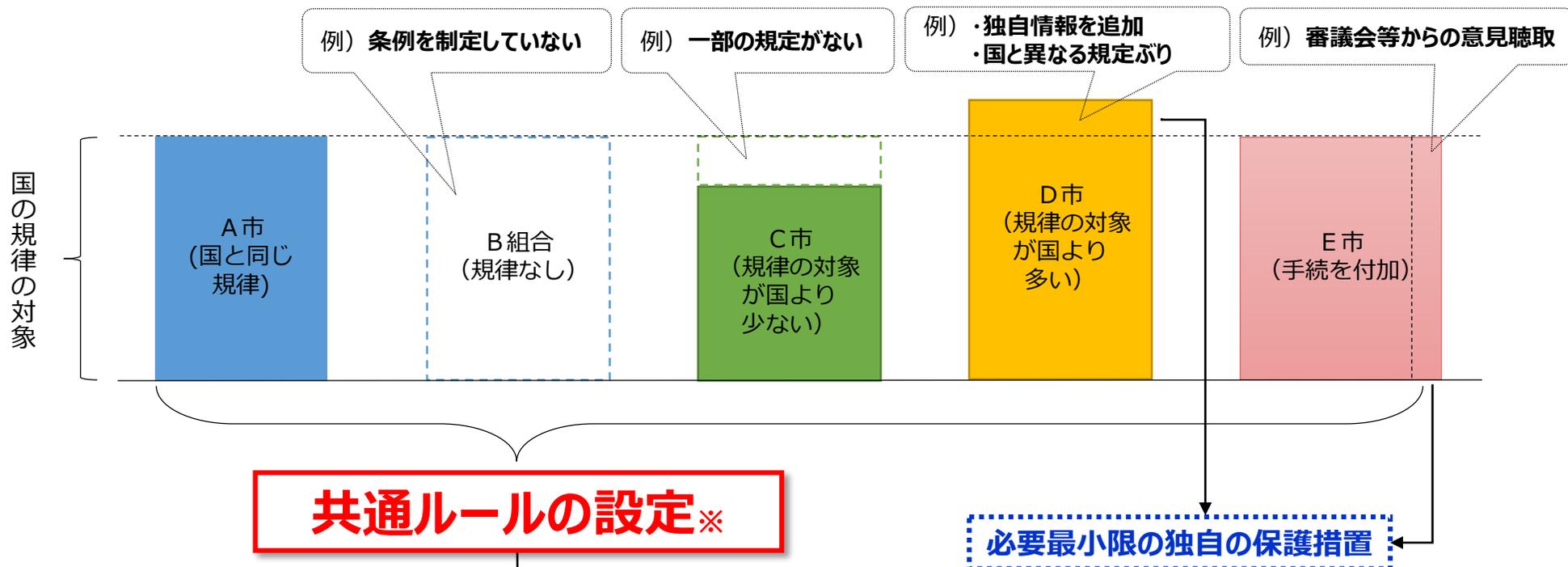
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

例) 「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加

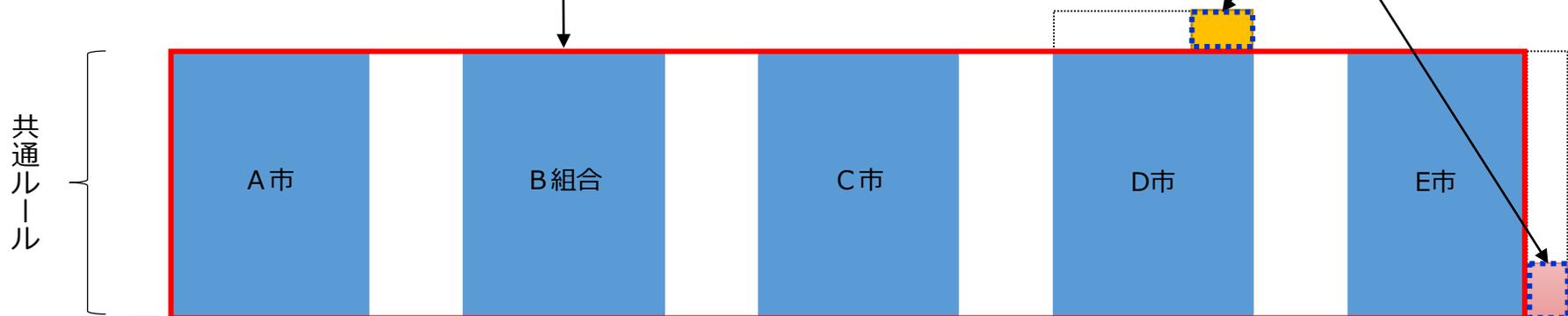
保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性②

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

3 地方公共団体の情報システムの標準化について

地方公共団体の情報システムの標準化に関する法制化について(素案)

趣旨

- 住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム(基幹系情報システム)は、事務の処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、
 - ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担**が大きい
 - ・ **情報システムの差異の調整が負担**となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない
 - ・ 住民サービスを向上させる最適な取組みを、**迅速に全国へ普及させることが難しい** 等の課題が生じている。
- こうした課題を解決するため、地方公共団体の基幹系情報システムについての基準(標準仕様)を策定し、地方公共団体に当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築し、**地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進**。

素案

①対象となる情報システムの範囲

- 法律の定めるところにより住民に関する事務を処理する場合及び当該事務に密接に関連する事務を処理する場合に地方公共団体が利用する情報システム
- ※ 住民記録システムをはじめとする基幹系情報システム

②国による基本方針の作成

- 政府は、①の情報システムのうち政令で定める事務の処理に利用する情報システムについて、基本方針を作成(閣議決定)
 - ▷ 標準化に関する基本的な方針、目標
 - ▷ 文字、サイバーセキュリティ等各情報システムに共通の事項
 - ▷ 標準化のための基準の策定の方法及び期間 等
- 総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、②の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準を告示
- 総務大臣は、文字、サイバーセキュリティ等各情報システムに共通の事項の基準を告示
- 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が②の事務の処理に利用する情報システムは、移行期間内に、基準に適合することが必要
- ②の事務以外の事務を、②の事務と一体的に処理することが効率的・効果的である場合に、基準適合システムの機能等に最低限度必要な改変・追加が可能

⑤その他の措置

- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

加速策の方向性

- 現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム(基幹系情報システム)の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」するとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

【法制化】

- 骨太の方針2020に基づき、自治体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、法制上の措置を講じた上で、国が財源面を含め主導的な支援を行う。
- 具体的には、政令で定める基幹系情報システムについて、国が標準化のための基準(標準仕様から作成)を告示し、自治体に移行期間内に適合することを義務付けることを想定。

【目標時期の設定】

- 年末にとりまとめられる新たな工程表において目標時期を予め設定し、自治体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。
- 具体的には、「地方公共団体の情報システムについても、地方自治体の自主性を尊重しながら、システム基盤の統合を進め、全ての自治体で住民の利便性向上の観点から、共通的なサービスを提供できるような仕組みを今後5年間で実現していく」(令和2年7月15日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)・官民データ活用推進戦略会議合同会議)との方針を踏まえ、2025年度までに標準化のための基準に適合したシステム(標準準拠システム)への移行を目指すことを検討。

加速化を実現するための前提

【目標時期の特例】

- 標準化の対象事務や自治体ごとに情報システムの実情が多様であるため、自治体の意見を丁寧に聴くことが重要であり、真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要。

【国による財政支援】

- システム更新時期の前倒し等に対する契約変更や事業者への業務集中により、自治体において移行のための経費が増嵩していくことが見込まれることによる追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

自治体における標準準拠システムへの移行までの工程

9/25マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG総務省提出資料

① 標準仕様作成(関係府省)

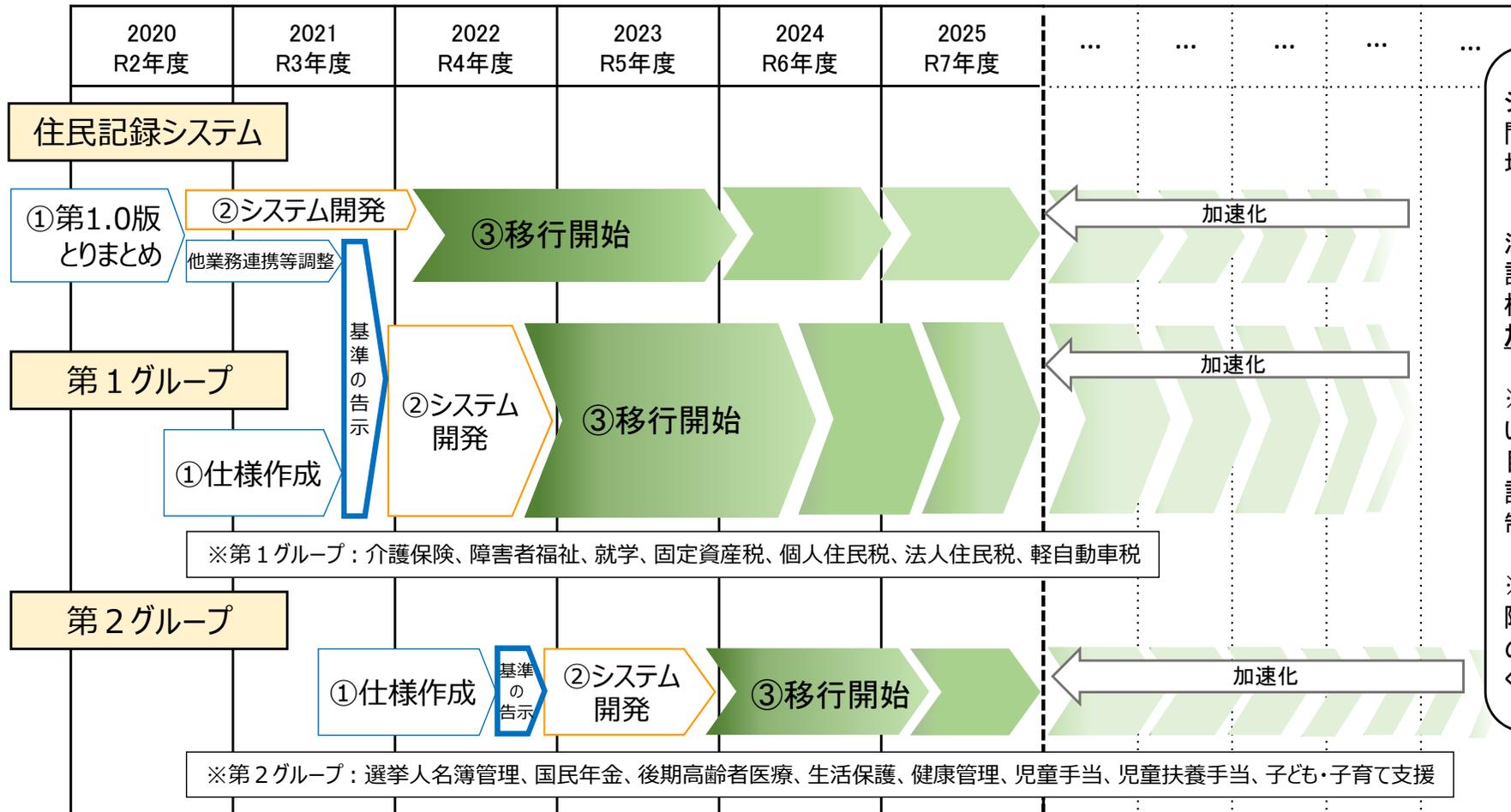
- ・「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)等で定められたスケジュールに沿って、関係府省において標準仕様を作成。
- ・住民記録システムについて、総務省・自治体・事業者からなる検討会にて標準仕様書【第1.0版】を取りまとめ(令和2年9月11日公表)。他業務の標準仕様との連携等の観点から、随時見直しを図る。

② 標準準拠システム開発(事業者)

- ・事業者は、標準仕様等に沿って、標準準拠システムを開発。

③ 標準準拠システム移行(自治体)

- ・自治体は、システムの更新時期等も踏まえつつ、移行期間内に標準準拠システムに移行。



システム更改の間隔は、5年超の場合も
↓
法制化と目標時期設定により、標準化の取組を**加速化**

※真にやむを得ない場合において、目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要

※工程を定めるに際しては、自治体の意見を丁寧に聴く必要

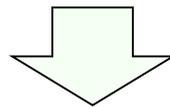
加速化を行う上で、それに伴って生じるシステム更新時期の前倒し等による追加的負担の影響も考慮し、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

自治体の業務システムの統一・標準化の加速策の方向性

現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」とするとともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

各自治体の計画的な取組の必要性

情報システムの標準化によって、**手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには**、各自治体において、**標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化**などに、全庁的な**推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要**。



総務省として、各自治体における取組の指針と国による支援策を内容とする「自治体DX推進計画（仮称）」を、年内に策定予定